

## おいしい水づくり推進懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1条 「千葉県水道局中期経営計画」に基づき策定した「おいしい水づくり計画」の各種施策の取り組みや進捗について、おいしい水を期待するお客様の客観的な助言等を得るため、お客様や学識経験者によって構成する「おいしい水づくり推進懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に掲げる施策の実施に関する事
- (2) 検討中の水質目標の設定に関する事
- (3) その他、おいしい水づくり計画に関する事

### (組織)

第3条 懇話会は、学識経験者及びお客様からなる16名の委員で組織する。

### (委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験者及び千葉県水道局のお客様の中から局長が委嘱する。  
2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 懇話会は、局長の依頼に基づき、座長が会議を招集する。

### (委員長等)

第6条 懇話会に座長及び副座長を置き、座長は会議を主宰する。  
2 座長及び副座長は、局長が選任する。  
3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。  
4 座長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を懇話会に出席させることができる。

### (懇話会の事務局)

第7条 懇話会の事務は、技術部計画課おいしい水づくり推進室が行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める

附則 この要綱は、平成19年6月21日から施行する。